

WEB口座開設利用規定

本規定は、千葉銀行（以下、「当行」といいます）が提供するWEB口座開設（以下、「本サービス」といいます）をお客さまが利用する場合の条件や取扱い等を定めたものです。お客さまは、本規定のほか、関連規定の内容を十分に理解し、同意いただいた上で、本サービスを利用いただくものとします。

第1条（WEB口座開設）

本サービスは、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービス（以下「ショートメッセージサービス」といいます。）を受信可能なスマートフォンを利用して、普通預金口座を開設できるサービスです。

第2条（取引条件）

- （1）本サービスにより開設した口座（以下、「WEB開設口座」といいます）での取引では、本規定に別段の定めがある場合を除き、TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード・キャッシュ一体型カードおよびちばぎんアプリをご利用いただきます。なお、12歳以下（中学生を除く）はキャッシュカード単体型およびちばぎんアプリをご利用いただきます。
- （2）WEB開設口座は、お客さまの届出によらずちばぎんアプリのご本人口座に登録されるものとします。
- （3）WEB開設口座は、取引に使用する印章（以下、「お届け印」といいます）の届出をなくし、ちばぎんアプリのIDやキャッシュカードにより確認する方式の認証により取扱います。なお、本サービスによって口座を開設した後、改めて所定の手続きを行う事により、お届け印を登録できます。
- （4）WEB開設口座は、通帳の発行はいたしません。なお、口座を開設した後、当行本支店の窓口にて普通預金の通帳の発行を希望する場合は、印鑑の届け出が必要となります。通帳の発行には、所定の手数料が必要となります。

第3条（利用資格）

- （1）本サービスを利用できるお客さまは、当行所定の地域に居住する個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除く）とします。
- （2）本サービスの利用は、本人が行うものとします。ただし、15歳以下（中学校卒業を除く）の場合は法定代理人（親権者）が行うものとします。
- （3）外国籍の方は、本サービスを利用できません。
- （4）WEB開設口座を事業目的で利用することはできません。
- （5）各種商品・サービスのご利用にあたっては、各取引に係る規定（以下、「関連規定」といいます）にて利用資格を定めている場合があります。この場合、前4項のほか、関連規定に

定める利用資格を満たす必要があります。

第4条（取引の開始）

- （1）お客さまは、本規定および当行が別途定める関連規定を承認のうえ、インターネットに接続できるスマートフォンを通じて申込み、取引が開始できるものとします。
- （2）WEB開設口座の開設は、お客さま一人につき一口座とします。なお、既に当行に普通預金または貯蓄預金取引がある場合、本サービスは利用いただけません。
- （3）WEB開設口座の開設は、お客さまが本規定を承認し、当行所定のWEB画面から必要事項を入力し、口座開設にあたって本人確認書類を用いて当行が別途定める取引時確認手続きをしてお申し込みになり、当行がこれを受付し、承認した場合に完了するものとします。この際、当行所定の期間に亘りお手続きが行われない場合（連絡が取れない場合も含む）、また口座開設時に送付するTSUBASAちばぎんVisaデビットカード・キャッシュ一体型カードまたはキャッシュカードをお受取りいただけなかった場合は、開設をお受けした普通預金口座、サービスを含め、全てのお申し込みを解除させていただく場合があります。
- （4）WEB開設口座の開設は、スマートフォンで受信可能な電子メールアドレスを登録し、電子メールアドレス宛に届く申込マイページから行います。共有電子メールアドレスは利用いただけません。共有電子メールアドレスを登録したことによってお客さまが損害を被ることがあっても、当行は責任を負いません。

第5条（取引方法）

- （1）お客さまは本規定に基づき、以下の方法で取引を行うことができます。
 - ①ちばぎんアプリによる取引
 - ②ちばぎんマイアクセスによる取引
 - ③当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入・引出機（現金自動支払機を含む）による取引
 - ④当行本支店の窓口による取引
 - ⑤その他当行が定めた方法による取引
- （2）本サービス等の各種取引方法は関連規定に別途定めるものとし、関連規定に従って取扱うものとします。

第6条（取引時確認）

- （1）WEB開設口座の開設にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令（以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます）に基づき、当行が別途定める取引時確認手続きを行います。なお、お客さまの氏名、住所、生年月日の本人特定事項に虚偽の告知があった場合、犯罪収益移転防止法等により処罰されることがあります。
- （2）口座開設後であっても、口座開設時の取引時確認に際してお客さまが本人特定事項につき虚偽の告知を行った疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合、その他当行が必要と判断した場合は、再度、当行が指定する本人確認書類の提出を求めることがあります。当

行が定める期日までに、当該本人確認書類の提出がない場合、当行はお客さまに通知することなく、取引の全部を停止し、または口座を解約することができます。

- (3) 前2項に基づき、当行が口座開設を行わず、または口座を解約したことによってお客さまが損害を被ることがあっても、当行は責任を負いません。

第7条（商品・サービス等の変更）

- (1) 当行は、本サービス等を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。
- (2) 前項の変更については、当行のホームページへの掲示、電子メールの送信またはその他の方法により告知します。
- (3) 第1項の変更によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条（通知および告知方法）

- (1) 当行からお客さまへの各種通知および告知は、原則として、当行のホームページへの掲示、電子メールの送信、届出の住所への郵送またはその他の方法のいずれかにより行われるものとします。
- (2) 当行が届出の電子メールアドレスまたは住所に、各種通知および告知を行った場合は、通信事情等の理由により延着し、または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに到着したものとみなし、そのためにお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条（届出事項の変更等）

- (1) 氏名、住所、携帯電話番号、電子メールアドレス、その他当行への届出事項に変更があった場合、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。届出の変更は当行の変更処理が完了した後に有効となります。なお、届出の変更は電子メールでは受付できません。
- (2) お客さまが当行に届け出た住所、携帯電話番号、電子メールアドレスが、お客さまの責に帰すべき事由により、お客さま以外の方の住所、携帯電話番号、電子メールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 届出事項に変更があった場合、お客さまが変更の手続きを行い、変更処理が完了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 届出の住所、氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部のお取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第10条（喪失の届出）

- (1) TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード・キャッシュ一体型カードまたはキャッシュカードを紛失した場合は、当行所定の手続きを行ってください。なお、再発行する場合には、お

客さまは当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

- (2) TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード・キャッシュ一体型カードまたはキャッシュカードを紛失した場合、喪失の届出がなされる以前にお客さまに生じた損害については、別に定めがある場合を除いて当行は責任を負いません。

第 11 条（反社会的勢力との取引拒絶）

本サービスの利用は、第 12 条第 4 項第 1 号および第 2 号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 4 項第 1 号および第 2 号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設等その他すべての取引をお断りするものとします。

第 12 条（取引の解約等）

- (1) お客さまが以下の各号のいずれか一にでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行とのすべての取引を解約できるものとします。この解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ①お客さまが本規定、各関連規定に違反するなど、当行がお客さまとのすべての取引を解約する相当の事由が生じた場合
 - ②住所・連絡先の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行にお客さまの所在が不明になった場合
 - ③支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続の申立てなどがあった場合
 - ④申込内容に虚偽の申告があった場合
 - ⑤預金口座等の名義人によらず、開設されたことが明らかになった場合
 - ⑥お客さまが口座開設申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ⑦本人確認のため再度の必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合（当行が定める期日までに当行に提出がない場合、届出の住所へ発送した提出を求める通知が不着のため当行に返送された場合、および届出の携帯電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）
 - ⑧TSUBASA ちばぎん Visa デビットカード・キャッシュ一体型カードまたはキャッシュカードが郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合
 - ⑨非居住者と判明した場合
 - ⑩お客さまが事業目的としてWEB開設口座を利用した場合
 - ⑪お客さまがローン返済口座としてWEB開設口座を作成したが、ローンを申し込まなかった場合
 - ⑫前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合
- (2) 前項による解約時に預金等の残高がある場合は、当行所定の方法に従い、お客さまが指定する当行本支店または当行以外の金融機関へ振込むことにより、当行はお客さまに対する当行との取引に関する責任を免れることができます。なお、振込先口座をお知

らせいただけないときは、当行所定の方法により返金する手続きをすることにより、同様といたします。お客さまに対する貸出金、貸越元利金、未収手数料がある場合は、それらをお支払いいただいた後、手続きをします。

- (3) 前項の振込の振込先が当行以外の金融機関である場合には、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はすべての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当行とのすべての取引を解約することができるものとします。なお、この解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 本人または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他A～Dに準ずる行為
- (5) 前項により、取引が停止されその解除を求める場合、またはWEB開設口座の預金口座が解約され残高がある場合には、当行に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第13条（免責事項）

当行は以下の事由によりお客さまに生じた損害については責任を負いません。

- (1) 当行または金融機関の共同システム運営体が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システム、端末機、通信回線等の障害によりサービスの取扱いに遅延・不能が発生

したため生じた損害

- (2) 災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったために生じた損害
- (3) 当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害

第14条（譲渡・質入れ等の禁止）

当行との取引に基づくお客さまの権利および預金等については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、もしくは第三者に利用させることはできません。

第15条（規定の適用または準用）

- (1) 当行との取引において、本規定に定めのない事項については、当行が定めた各商品・サービスにかかる関連規定により取扱います。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。
- (3) 当行が定めた規定等は、当行のホームページへの掲示等により告知します。

第16条（規定の変更等）

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

第17条（合意管轄）

本規定にもとづく当行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上